

知名町食育・地産地消推進計画 (第3次)

「えらぶ・食」でつなごう すこやか笑顔のまち知名町



令和2年3月
鹿児島県大島郡知名町

目次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の位置づけ	1
3	計画の期間	1
4	計画の推進体制	1
第2章	食の現状と課題	2
1	これまでの取組	2
2	食の現状と課題について	3
第3章	食育・地産地消推進の基本的方向性	7
1	基本理念	7
2	基本方針	7
3	基本目標	8
4	施策の体系	10
5	具体的な数値目標	11
第4章	推進体制及び施策の展開	12
1	多様な関係者の連携・協働の強化	12
2	主な取組	13
参考資料		16
参考資料 1	食生活指針	17
参考資料 2	かごしま版 食事バランスガイド	18
参考資料 3	アンケート結果	19
参考資料 4	食育基本法	27
参考資料 5	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律	32

食育とは

生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

地産地消とは

地元でとれた食材を、地元で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取組です。

食材の旬や産地について理解を深められるほか、郷土食や行事食など地域独自の食文化や日本型食生活を見直すきっかけにもなり、食育を進めていく上でも重要な取組です。

また、地域の農業を応援し、食料自給率の向上にもつながります。

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

「食」は命の源であり、私たちが健康で豊かな生活を送るためには欠かすことのできないものです。

近年、ライフスタイルや価値観の多様化により、食をめぐる環境が変化し、栄養の偏り、肥満や生活習慣病の増加、食料自給率の低下の一方で食べ残しによる食料の無駄、食の安全性への不安など、食に関するさまざまな問題が発生しています。

このような問題に対処するため国は、平成17年に「食育基本法」を施行、平成18年には「食育推進基本計画」を策定し、食育推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進することとしました。それに伴い、本町においても平成22年に「知名町食育推進計画」を策定し、町民が健康で豊かな食生活を送るための施策を展開してきました。これまでの取組状況や成果に加え、地産地消の取組を充実させ本町の豊かな地場産食材や伝統的な食文化を活かしつつ、住民運動として食育・地産地消を推進するため「知名町食育・地産地消推進計画（第3次）」を策定します。

2 計画策定の位置づけ

本計画は、「食育基本法（平成17年6月17日法律第63号）」第18条第1項に基づく市町村食育推進計画及び、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年12月3日法律第67号）」第41条第1項に基づく計画として位置づけます。

3 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、国や県の食育推進計画等の見直しや社会情勢の変化などによって計画の変更が必要となった場合には、見直すこととします。

4 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、本町の食育・地産地消に関する各種団体等が中心となり「知名町食育・地産地消推進担当者（リーダー）会」を開催し、①計画の策定・進捗・評価に関すること②情報の収集・共有・周知に関すること③その他食育・地産地消推進のために必要な事項を、都度協議し進めて参ります。

■ 知名町食育・地産地消推進担当者（リーダー）会 構成図

家 庭	地域女性団体連絡協議会、老人クラブ連合会	生産者等	農協、農業青年クラブ、直売所
学校等	認定こども園、小学校、中学校、教育委員会、 学校給食センター	ボランティア団体	生活研究グループ連絡協議会、 食生活改善推進員連絡協議会
地 域	商工会、地産地消推進店	行 政	農林課、保健福祉課、県農業普及課

第2章 食の現状と課題

1 これまでの取組

3つの基本方針についてそれぞれ目標を掲げ、家庭・保育園等・学校・地域など食に関わる関係機関・関係団体と行政の協働により活動を推進してきました。

<知名町食育・地産地消促進計画（第2次） 目標値達成状況>

基本方針	項 目	計画策定時 (平成 26 年度)	現 状 (平成 31 年度)	目 標 (平成 31 年度)	対 象
健全な食生活を実現する力を身につける	食育に関心を持つ町民の割合	76%	86%	90%	成人女性
	朝食を欠食する児童・生徒の割合	3%	2%	0%	小学5年 中学1・3年
	栄養バランス等に配慮した食生活を心掛けている町民の割合	51%	88%	60%	成人女性
	内臓脂肪症候群の予防や改善のための適切な食事、運動等を心がけている町民の割合	-	79%	50%	成人女性
	内臓脂肪症候群該当者の割合	40.9%	34.7%	28.0%	国保男性40～74歳
		14.2%	14.4%	10.0%	国保女性40～74歳
	肥満傾向児(肥満度 20%以上)の割合	10.7%	13.8%	7.7%	小・中学生
	食品購入時、食品表示について注意している人の割合	83%	85%	90%	成人女性
体験を通じて食への理解を深め、豊かな心を育む	食事のあいさつのできる子どもの割合	81%	82%	90%	小学5年 中学1・3年
	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数(週)	-	10回	10回	小学5年 中学1・3年
	農林漁業体験活動の取り組み	10件	10件	15件	保育所・幼稚園 小・中学校
島の食文化を継承するとともに、地産地消を推進する	学校給食における島内産野菜を使用する割合(重量ベース)	22%	24%	30%	給食センター
	島内産の農林水産物を積極的に利用している町民の割合	26%	91%	50%	成人女性
	かごしま地産地消推進店の店舗数	8店	8店	10店	-
	直売所・スーパー等に地場産農産物を出品する生産農家数	300人	267人	330人	町内店舗

2 食の現状と課題について

本計画策定のため、食に関する現状把握を目的に成人女性及び小中学生を対象にアンケートを実施しました。また、食育・地産地消推進担当者（リーダー）会において、それぞれの団体の現状と課題についても共有しました。

※ 「食育に関する住民アンケート（以下「成人女性アンケート」という。）」

対象：知名町地域女性団体連絡協議会（総回答数 256 件）

※ 「児童生徒の食に関するアンケート調査（以下「子どもアンケート」という。）」

対象：町内の小学5年生、中学1年生、中学3年生（総回答数 187 件）

(1) 健全な食生活の実践

世帯構造の変化や様々な生活状況により、健全な食生活を実践することが困難な場面も増えてきています。さらに、古くから各地で育まれてきた地域の伝統的な食文化等に関する意識が希薄化し、失われていくことも危惧されています。

また、平均寿命が延びる一方で、エネルギーや食塩などの過剰摂取に代表されるような栄養の偏りや、朝食欠食などの食習慣の乱れ、それに起因する肥満や生活習慣病が課題になっています。

● 食生活の心がけについて

成人女性アンケートでは、栄養バランス等に配慮した食生活を心がけている人の割合は、88%と国の目標である 60%以上を上回りました。また、普段食生活で実践していることは、「食事を楽しむ」や「1日3食規則正しくとる」が高い割合である一方、「適正体重を知り、活動量にあった食事をとる」や「ときには健康目標を立て、食生活を点検する」の現状把握や点検、目標設定等は割合が低いことが分かりました。

食事を規則正しく楽しくとることは実践できているため、今後は、食事や調味料等の過剰な摂取を避けながら、健康目標を立て、食生活を点検することも必要です。

● 食育への関心について

成人女性アンケートでは、「関心がある」と答えた人が 86%で、平成 26 年度の 76%と比較し、食育への関心度が高まっており、国の目標である 90%に近づいていることが分かりました。また、子どもアンケートにおいて「内容も含めよく知っている」と答えた割合は 19%となり、平成 26 年度の 16%と比較し、わずかに高くなっています。

引き続き食育への関心を促すと共に、食育の具体的な内容についてしっかりと理解できるように知識を高める必要があります。

● 食文化等への意識について

成人女性アンケートでは、「食に関する取り組みで重要なものは何か」との問いに、「食文化・伝統の継承」と答えた割合は 34%と、比較的低い数値となりました。また、

「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを継承し、伝えていきますか」という質問に対しては、「はい」が45%、「いいえ（無回答含む）」が55%と半数以上が継承等を行えていない状況となりました。

今後も、伝統的な食文化等の継承に取り組むと共に、郷土食の作り方等についても知識を深められる工夫が必要です。

● 平均寿命について

本町の平均寿命は、平成27年時点で男性79.4歳、女性86.4歳で、平成22年と比較し男性で0.6歳、女性で0.2歳延びています。しかし、全国や県と比較すると低い値となっています。

● 朝食の摂取状況について

子どもアンケートでは、「朝食を毎日食べる」と回答した割合は88%、「ほとんど食べない」は2%でした。また、成人女性アンケートでは、「朝食をほとんど毎日食べる」と回答した割合は86%、「ほとんど食べない」が2%でした。

今後も、欠食率0%を目指し朝食をとるよう声掛けを行うと共に、朝食がなぜ大事かを、データ等を示し親・子で知識を深める取り組みも必要です。また、20代～30代の若い世代や成人男性等の状況の把握も課題になっています。

● 朝食や夕食を家族と一緒に食べる頻度について

子どもアンケートでは、「朝食や夕食を家族と一緒にとる回数は週に何回ですか」との問いに「毎日」と答えた割合が最も多く、朝食で41%、夕食で59%となっています。「週0回」の割合は朝食で22%、夕食で2%となり、夕食に比べ朝食は、家族と一緒に食事を食べる頻度が少ないことが分かりました。

学校のゲームブック等を活用した取り組みにより、保護者は難しくても兄弟と食べる機会は増えたようなので、そのような事例も交えながら親の生活リズムに合わせるのではなく子どもを主体とし、親が子どもと一緒に朝食を食べることの重要性についても、今後知識を深める必要があります。

● 肥満度について

小中学校で実施される調査によると、肥満度20%以上の肥満傾向児の割合は、小学生で11.7%（全国8.6%）、中学生で18.0%（全国9.9%）と、いずれも国や県の平均値より高くなっています。

子どもの肥満については、家庭の意識によるところが大きいと思われます。家庭向けの研修会等でバランスのとれた食事の推進を図ると共に、適度なおやつやジュース等の量や内容についても知識を身に付けることが必要です。

● 生活習慣病（特に内臓脂肪症候群）について

成人女性アンケートでは、「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動を心がけていますか」との問いに「心がけている」と答えた人が 79%、「食に関する取組で重要なものは何か」との問いに「栄養バランスによる生活習慣病の予防」が最多の 70%となり、生活習慣病の予防への意識が高いことが分かりました。その一方で、本町の特定健診における内臓脂肪症候群該当者の割合は、男性が 34.7%と平成 26 年度の 40.9%より減ってはいるものの依然として少し高い状態であり、女性が 14.4%と平成 26 年度の 14.2%よりわずかに増え、どちらも国の目標より高い値になっています。

運動を継続することができなかつたり、意識はするが実践が伴わなかつたりするケースもあるため、今後は、運動に取り組むきっかけづくりや継続するためのサポート、どうしたらやる気が出るかなどの啓発活動等も必要です。

(2) 食への知識

食については、様々な情報があふれ、正しい情報を適切に選別し活用することが困難な状況も見受けられます。食品の安全性に関わる国内外の事案の発生により、食品の安全性に対する関心は引き続き高く、情報の適切な選別、活用が促進されるようにしていく必要性が高まっています。

● 食品購入時に注意すること等について

成人女性アンケートで、「食品を購入する時、食品表示に注意しますか」という問いに「注意している」と回答した割合は 87%で、平成 26 年度の 83%と比較し、わずかに増えました。また、食品購入時に気になる点について、賞味期限、価格に次いで「産地、生産者」「原料、添加物」に対する割合が高い一方で、「栄養価、カロリー」「ブランド」に対する割合は低いことが分かりました。今後は、栄養価やカロリーについても意識し、バランスのとれた食事を心がける取組の強化が必要です。

(3) 食料自給力の維持向上及び地産地消の推進

我が国は食料を海外に大きく依存しており、食料自給率及び食料自給力の維持向上が急務となっています。本町も食料の多くを島外に依存しており、地場産物の活用や地産地消の推進を行い、自給率を高める必要があります。

● 学校給食における島内産野菜を使用する割合（重量ベース）

平成 30 年度は 24%となっており、平成 26 年度の 22%と比較するとわずかに増えました。

● 地産地消について

成人女性アンケートでは、地産地消という言葉やその意味を知っている割合は、96%と非常に高く、言葉は定着してきているようです。食材購入時に島内産及び県内産の農林水産物の購入を心がけている割合は、「積極的に購入している」が44%、「時々購入している」が47%と、両方で91%となりました。

農業が基幹産業であり農家人口も多いですが、野菜はスーパー等で島外品を購入するケースが多いため、今後地場産野菜の生産や水産物も活用し、更なる地産地消の推進が必要です。

第3章 食育・地産地消推進の基本的方向性

1 基本理念

「えらぶ・食」でつながろう 健やか笑顔のまち知名町

美しい自然や人情に恵まれた沖永良部島の豊かな環境の中で、生きる上での基本である「食」に関する様々な体験を通して、次代を担う子どもたちの健やかな心身を育むと共に、町民が「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、安心・安全な地場産物を積極的に利用した食生活を実践して、生涯を通じて健康でいきいきと暮らすことができるように「食育・地産地消」を町ぐるみで推進します。

「えらぶ・食」とは、食を賢く選択（選ぶ）する力や、沖永良部島（えらぶ島）の豊かな食をイメージした言葉です。また、「つながろう」とは、地域の人と人とのつながりや、親から子へ世代から世代へと、命や知恵をつなぐことをイメージしています。

2 基本方針

(1) 健全な食生活を実践する力を町民一人ひとりが身に付ける

食をめぐる様々な課題や食育の意義、必要性等について広く町民の理解を深め、一人でも多くの町民が健全な食生活を実践できるよう、生涯に渡り絶え間ない食育を推進します。また、生活習慣病の予防及び改善につながるようなきめ細やかな啓発活動を展開します。

(2) 体験を通じて食への理解を深め豊かな心を育む

農林水産物の生産における様々な体験の機会を拡大し、食に関する関心と理解を深めるため、情報提供の強化と体制の整備等を進めると共に、家庭における共食を通じた子どもへの食育を推進します。

(3) 地産地消を推進するとともに島の食文化を継承する

生産者と消費者の信頼関係を築きながら、地域で採れた農林水産物をその地域で消費する地産地消を積極的に推進します。また、地産地消活動の核となる人材の育成及びその関係者のネットワークづくり、情報提供の強化等を推進します。さらに、地域の食文化に知見を有する高齢者等の活用も図りながら、伝統的な食文化等の紹介や体験できる機会を設け、多くの町民がこれらに触れる環境を整えます。

3 基本目標

食育・地産地消を町ぐるみで推進するためには、共通の目標を掲げ、その達成を目指して連携・協働して取り組むことが有効です。

また、食育・地産地消は、目的や基本理念を踏まえて推進されるべきものであり、安易に目標値の達成のみを追い求めることのないよう留意する必要があります。

目標の設定については、基本方針に基づき行います。

(1) 食育に関心をもつ町民を増やす

食育を推進し、成果をあげるために、町民一人ひとりが自ら実践を心がけることが必要であり、そのためにはまず、より多くの町民に食育に関心を持ってもらうことが欠かせません。このため、引き続き、食育に関心を持つ町民を増やすことを目標とします。

(2) 朝食を欠食する町民を減らす

朝食を毎日食べることは基本的な生活習慣を身に付ける観点から非常に重要であるため、引き続き、子どもの朝食の欠食をなくすことを目標とします。

また、若い世代は次世代に食育をつなぐ大切な担い手でもあるため、20歳代及び30歳代の欠食を減らすことも目標とします。

(3) 栄養バランス等に配慮した食生活を心がけている町民を増やす

生涯にわたって心身の健康を確保しながら、健全な食生活を実践するためには、町民一人ひとりが栄養バランスに配慮した食事を習慣的にとることが必要です。

「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事」を栄養バランスに配慮した食事の目安とし、そのような食生活を心がけている町民を増やすことを目標とします。

(4) 生活習慣病の予防や改善のために、普段から適正体重の維持や減塩等に気を付けた食生活に心がけている町民を増やす

生活習慣病の予防や改善には、日常から望ましい食生活を意識し、実践することが重要です。エネルギーや食塩の過剰摂取等に代表されるような栄養の偏り等に起因する肥満や内臓脂肪症候群等依然として高い割合であるため、普段から適正体重の維持や減塩等に気を付けた食生活に心がけている町民を増やすことを目標とします。

(5) 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する町民を増やす

健全な食生活の実現に当たっては、食品の選び方や適切な調理・保管の方法等について基礎的な知識を持ち、その知識を踏まえて行動していくことが重要です。食品購入時、食品表示について注意している人の割合は比較的好調に推移しているため、食

品の安全性に関して、基礎的な知識に基づき自ら判断する町民を増やすことを目標とします。

(6) 朝食又は夕食を家族と一緒にとる「共食」の回数を増やす

家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることは食育の原点であり、共食を通じて、食の楽しさを実感するだけでなく、食や生活に関する基礎を習得する機会にもなっています。仕事と生活の調和等の推進にも配慮しつつ、朝食又は夕食を家族と一緒にとる「共食」の週当たりの回数を増やすことを目標とします。

(7) 農林漁業体験を経験した町民を増やす

食に関する関心や理解の促進を図るためには、農林水産物の生産に関する体験活動の機会を提供し、農林水産業についての知識や理解を深めてもらうことが重要です。特に、幼い頃からこのような体験をすることは重要であると考え、子どもを中心とした農林漁業体験活動の取り組みを増やすことを目標とします。

(8) 学校給食における地場産物を使用する割合を増やす

学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めると共に、生産者の努力や、食に関する感謝の念を育む上で重要である他、地産地消の有効な手段であるため、引き続き学校給食において地場産物を使用する割合を増やすことを目標とします。

(9) 島内産の農林水産物を積極的に利用する町民を増やす

地産地消は、消費者の安心・安全だけでなく、本町の基幹産業である農業の振興にも大きく関わってきます。地域の食材を積極的に利用することで、食文化の継承や食育への理解も高まります。農産物の利用だけでなく、水産物の利用促進も行いながら、引き続き島内産の農林水産物を積極的に利用する町民の割合を増やすことを目標とします。

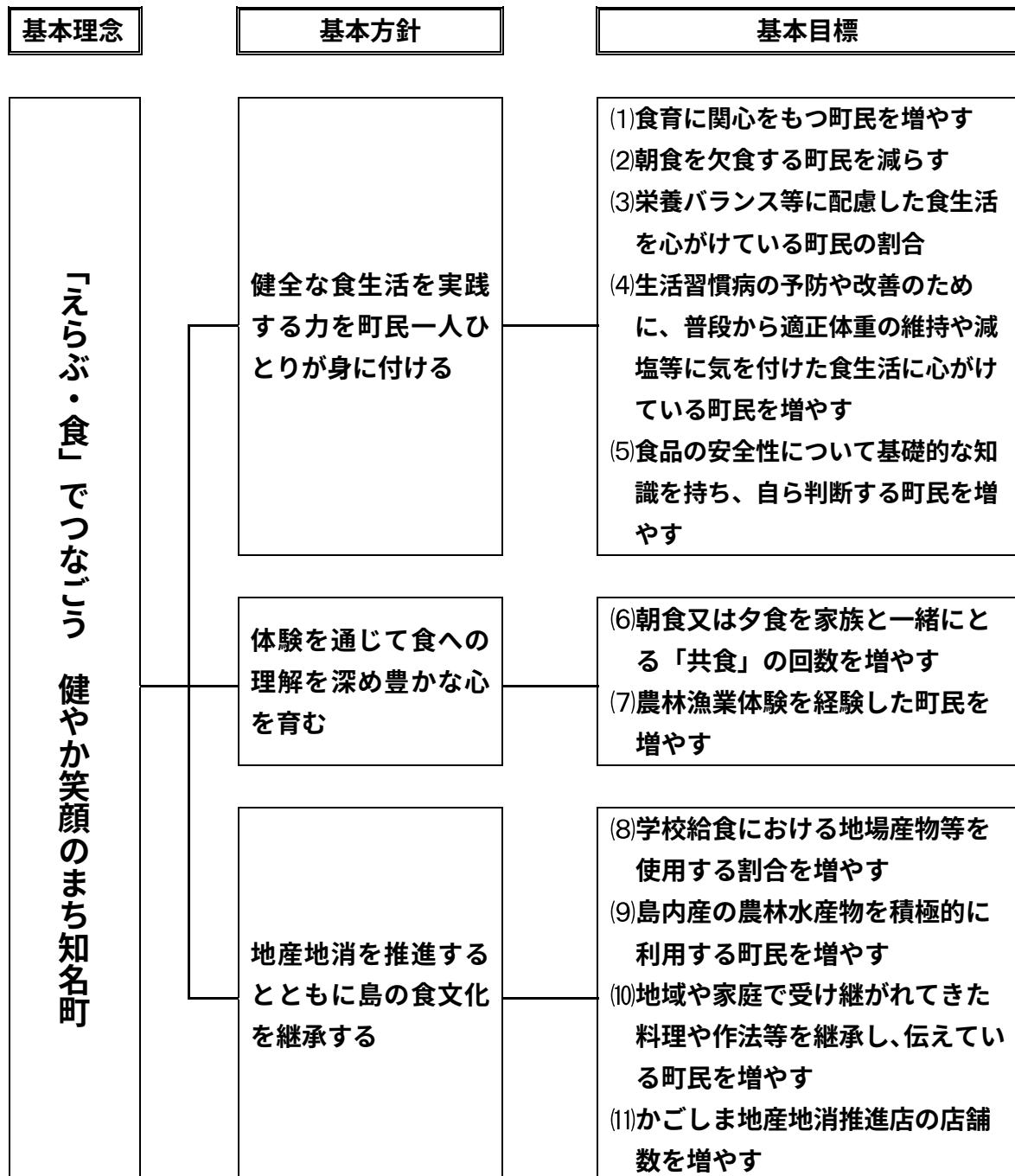
(10) 地域や家庭で受け継がれてきた料理や作法等を継承し、伝えている町民を増やす

地域には伝統的な行事や作法と結びついた多様な食文化がありますが、近年、地域のつながりの希薄化、食の多様化により、食文化の特色が徐々に失われつつあります。このため、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸使い等の食べ方・作法等を受け継ぎ、地域や次世代へ伝えている町民を増やすことを目的とします。

(11) かごしま地産地消推進店の店舗数を増やす

飲食店等における島内産の農林水産物の利用はもちろんのこと、県産農林水産物の利用を促進するために、積極的に県産農林水産物を利用したいと考える飲食店等の「かごしま地産地消推進店」への登録を推進し、店舗数を増やすことを目標とします。

4 施策の体系



5 具体的な数値目標

基本方針	基本目標に基づく項目	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和6年度)
健全な食生活を実現する力を身につける	(1)食育に関心をもつ町民を増やす ①食育に関心を持つ町民の割合	86%(※)	90%
	(2)朝食を欠食する町民を減らす ②朝食を欠食する児童生徒の割合 ③朝食を欠食する若い世代の割合	2% -	0% 15%以下
	(3)栄養バランス等に配慮した食生活を心がけている町民を増やす ④「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事」を心がけている町民の割合	60%(※)	70%以上
	(4)生活習慣病の予防や改善のために、普段から適正体重の維持や減塩等に気を付けた食生活に心がけている町民を増やす ⑤生活習慣病の予防や改善のために、普段から食生活に気を付けている町民の割合 ⑥肥満傾向児(肥満度 20%以上)の割合	- 13.8%	75%以上 9.2%
	(5)食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する町民を増やす ⑦食品の安全性に関して、基礎的な知識に基づき自ら判断する町民の割合	-	80%以上
体験を通じて食への理解を深め豊かな心を育む	(6)朝食又は夕食を家族と一緒にとる「共食」の回数を増やす ⑧朝食又は夕食を家族と一緒にとる「共食」の回数	週 10 回	週 11 回以上
	(7)農林漁業体験を経験した町民を増やす ⑨農林漁業体験活動に3回以上取り組んだ小中学生の割合	-	80%
島の食文化を継承するとともに地産地消を推進する	(8)学校給食における地場産物を使用する割合を増やす ⑩学校給食における地場産物を使用する割合(重量ベース)	24%	30%
	(9)島内産の農林水産物を積極的に利用する町民を増やす ⑪島内産の農林水産物を積極的に利用している町民の割合	-	85%
	(10)地域や家庭で受け継がれてきた料理や作法等を継承し、伝えている町民を増やす ⑫地域や家庭で受け継がれてきた料理や作法など伝承し伝えている割合	45%(※)	55%以上
	(11)かごしま地産地消推進店の店舗数を増やす ⑬かごしま地産地消推進店の店舗数	8 店	10 店

※ … 成人女性のみを対象にしたアンケートの数値。

第4章 推進体制及び施策の展開

1 多様な関係者の連携・協働の強化

取組を継続するには、地域において” なのために ” 食育を推進するのかを共有し、そのために自ら取り組み、出てきた結果や課題について自らの問題として捉え、考える「主体」を増やすことが重要です。

食育に関する施策の実効性をこれまで以上に高めていくためには、食育に係る多様な関係者が、その特性や能力を活かしつつ、主体的に、かつ、互いが密接に連携・協働して、多様な取組を推進していくことが重要です。

教育関係者等の役割

教育・保育、介護その他の社会福祉、医療、保健等に携わる関係機関及び関係団体は、食に関する関心及び理解の増進に重要な役割を果たします。

様々な機会や場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めると共に、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するように努めましょう。

農林漁業等の役割

農林漁業者及び農林漁業に関する団体は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する関心及び理解を増進する上で重要な意義を持つことを考慮し、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について理解が深まるよう努めると共に、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うように努めましょう。

食品関連事業者等の役割

食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体は、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めると共に、行政等が実施する食育の推進に関する施策や活動に協力するように努めましょう。

町民の役割

家庭、学校、保育園等、地域等において、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めると共に、食育の推進に寄与するよう努めましょう。

行政の役割

食育の推進に関し、国や県との連携を図りつつ、地域の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施します。

2 主な取組

3つの基本方針毎に、「家庭」「保育園等・学校」「地域・生産者」「行政」の取組を示し、総合的に食育・地産地消を推進します。

基本方針1 健全な食生活を実践する力を町民一人ひとりが身に付ける

● 家庭

- ・ 乳幼児や子どもの発達段階に応じた食事の提供について学び、子どもの生涯にわたる健康づくりの基盤を確保します。
- ・ 健康な歯で、生涯にわたって食事がおいしく楽しくできるように、歯みがきを習慣づけ、虫歯や歯周病を予防します。
- ・ 食育のイベント等に積極的に参加します。
- ・ 早寝、早起きを心がけ、朝食をとる習慣を身に付けます。
- ・ 朝食がなぜ大切なのかを理解します。
- ・ 主食・主菜・副菜をそろえた食事を習慣的にとるように心がけます。
- ・ 家庭での食事を見直し、適度な運動と合わせて、生活習慣病のもととなる肥満の予防と解消に努めます。

● 保育園等・学校

- ・ 食事のマナー（姿勢、箸の持ち方、三角食べなど）や食べ物の栄養について指導を行います。
- ・ 学校において食に関する指導を計画的に実施します。
- ・ 朝食をとるように声掛けをします。
- ・ 毎日の給食において、子どもたちに食べることや噛むことの大切さを伝えます。
- ・ 栄養バランスのとれた食のモデルとなるような食事を提供し、偏食などの解消に向け、嫌いなものでも楽しんで食べられるような雰囲気づくりを行います。
- ・ 四季に応じた給食・行事食を提供し、季節と食べ物の関わりを子どもたちに伝えます。また、毎月の「食育の日」は、食育を意識したメニューを提供します。
- ・ 給食だよりや献立表、講演会、家庭教育学級等を通して、家庭や地域と連携を図ります。

● 地域・生産者

- ・ 地域や職場、団体では、それぞれ組織を構成する対象者に対し、食育に関する情報提供等を行います。
- ・ 行政や各種団体等が行う食育に関するイベント等に参加・協力します。
- ・ 高齢者の健康の保持と、孤食の防止、地域との交流促進を行います。
- ・ 男性の生活・自活力を高め、健全な食生活を実現するため、男性に対する食育を推進します。

● 行政

- ・ 町内の食育に携わる関係者と連携し、会議等の開催を通じて本町の食育促進が図られるよう取り組みます。
- ・ 「食育月間（毎年6月）」や「食育の日（毎月19日）」に合わせて、普及啓発を行います。
- ・ 様々な媒体を活用し、情報発信を行います。
- ・ 朝食をとることの重要性について、データや根拠を示し、全町民へ理解を深めます。
- ・ 「かごしま版食事バランスガイド」や「食生活指針」等により普及・啓発を行います。

基本方針2 体験を通じて食への理解を深め豊かな心を育む

● 家庭

- ・ 子どもが実際に自分で料理をつくる体験を増やして行きます。
- ・ 親子料理教室や体験活動など食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会をつくります。
- ・ 家族が食卓を囲み、共に食事を取りながらコミュニケーションを図り、楽しい雰囲気の中で食事ができる環境を整えます。

● 保育園等・学校

- ・ 子どもと地域の各種団体との交流を図りながら、食べ物を育てて収穫し、調理をして食べる体験活動を通して自然の恵み、収穫の喜び、「いただきます」という感謝の気持ちを育みます。
- ・ 野菜の植え付けや世話、収穫など農業体験を行います。また、農業体験で収穫した野菜を使用した調理体験を行います。

● 地域・生産者

- ・ 農協等が中心となり、農業体験を通して土に触れることや地域で生産される農産物等の栽培方法や特徴などを伝えます。
- ・ 漁協等が中心となり、漁業体験を通して地域でとれる水産物等に触れる機会を増やします。
- ・ 行政や各種団体等が行う食育に関するイベント等に参加・協力します。

● 行政

- ・ あらゆる体験機会を増やすための情報収集や発信、各種団体の取組をサポートします。

基本方針３ 地産地消を推進するとともに島の食文化を継承する

● 家庭

- ・ 四季を感じることでできる旬の農林水産物を使った食事を心がけます。
- ・ 箸の使い方や「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつなど、食事に関するマナーを身に付けます。

● 保育園等・学校

- ・ 地産地消を推進し、地場産物を安定的に給食に活用することができるよう、地域生産者との連携を充実します。

● 地域・生産者

- ・ 行事食や伝統料理などの食文化の情報収集や学習の場を持ち、継承に努めます。
- ・ 直売所や商店での地場産食材利用への取り組みを支援し、生産者と消費者の顔の見える関係を築きます。
- ・ 青空市や直売所を設置し、地場産農林水産物の消費・普及を行います。
- ・ 行政や各種団体等が行う食育に関するイベント等に参加・協力します。

● 行政

- ・ 伝統料理の掘り起こしや普及、地産地消を基本とした地場産農林水産物の活用促進を図るため、各種団体や関係機関等の連携を強化し、積極的な情報の収集と提供に努めます。
- ・ 地場産野菜の栽培技術の向上支援に努めるとともに、学校給食や商店等への供給体制の充実に向けて支援します。
- ・ 学校給食における地場産物活用状況を調査します。

参 考 資 料

参考資料1 食生活指針

1 食事を楽しみましょう

- ・ 毎日の食事で、健康寿命をのばしましょう。
- ・ おいしい食事を、味わいながらゆっくりよく噛んで食べましょう。
- ・ 家族の団らんや人との交流を大切に、また、食事づくりに参加しましょう。

2 1日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを

- ・ 朝食で、いきいきした1日を始めましょう。
- ・ 夜食や間食はとりすぎないようにしましょう。
- ・ 飲酒はほどほどにしましょう。

3 適度な運動とバランスのよい食事で、適正体重の維持を

- ・ 普段から体重を量り、食事量に気をつけましょう。
- ・ 普段から意識して身体を動かすようにしましょう。
- ・ 無理な減量はやめましょう。
- ・ 特に若年女性のやせ、高齢者の低栄養にも気をつけましょう。

4 主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを

- ・ 多様な食品を組み合わせましょう。
- ・ 調理方法が偏らないようにしましょう。
- ・ 手作りとお食や加工食品・調理食品を上手に組み合わせましょう。

5 ごはんなどの穀類をしっかりと

- ・ 穀類を毎食とって、糖質からのエネルギー摂取を適正に保ちましょう。
- ・ 日本の気候・風土に適している米などの穀類を利用しましょう。

6 野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせて

- ・ たっぷり野菜と毎日の果物で、ビタミン、ミネラル、食物繊維をとりましょう。
- ・ 牛乳・乳製品、緑黄色野菜、豆類、小魚などで、カルシウムを十分にとりましょう。

7 食塩は控えめに、脂肪は質と量を考えて

- ・ 食塩の多い食品や料理を控えめにしましょう。食塩摂取量の目標値は、男性で1日 8g 未満、女性で7g 未満とされています。
- ・ 動物、植物、魚由来の脂肪をバランスよくとりましょう。
- ・ 栄養成分表示を見て、食品や外食を選ぶ習慣を身につけましょう。

8 日本の食文化や地域の産物を活かし、郷土の味の継承を

- ・ 「和食」をはじめとした日本の食文化を大切にして、日々の食生活に活かしましょう。
- ・ 地域の産物や旬の素材を使うとともに、行事食を取り入れながら、自然の恵みや四季の変化を楽しみましょう。
- ・ 食材に関する知識や調理技術を身につけましょう。
- ・ 地域や家庭で受け継がれてきた料理や作法を伝えていきましょう。

9 食料資源を大切に、無駄や廃棄の少ない食生活を

- ・ まだ食べられるのに廃棄されている食品ロスを減らしましょう。
- ・ 調理や保存を上手にして、食べ残しのない適量を心がけましょう。
- ・ 賞味期限や消費期限を考えて利用しましょう。

10 「食」に関する理解を深め、食生活を見直してみましょう

- ・ 子供のころから、食生活を大切にしましょう。
- ・ 家庭や学校、地域で、食品の安全性を含めた「食」に関する知識や理解を深め、望ましい習慣を身につけましょう。
- ・ 家族や仲間と、食生活を考えたり、話し合ったりしてみましょう。
- ・ 自分たちの健康目標をつくり、よりよい食生活を目指しましょう。

かごしま版 「食事バランスガイド」とは？

「食事バランスガイド」とは、1日に何をどれだけ食べたらよいか、食事の目安をイラストでわかりやすく示したものです。主食、副菜、主菜、牛乳・乳製品、果物の5つのグループの組合せでバランスがとれるよう、それぞれの適量を日本の伝統的玩具であるコマの形で示しています。

コマ本体は、1日に摂取する食事の目安を、軸は水分を、ヒモは嗜好品を表しています。コマはそれらのエネルギーで回転し、人が運動することで、安定して回転し続けることをあらわしています。



主食

主食には、ご飯、パン、麺が含まれています。体を動かすエネルギーのもとになります。おにぎり1個が1つ(SV)の基準になります。

1つ(SV)＝主材料に含まれる炭水化物が約40g

※さつまいもが主食にも表示されているのは、焼きいもやふかしいもがごはん代わりに食べられることがあるからです。

副菜

野菜やきのこ、いも、海藻などを使った料理で、体の調子を整えてくれるものが含まれています。小皿や小鉢に入った野菜料理が1つ(SV)、中皿や中鉢に入ったものは2つ(SV)程度です。

1つ(SV)＝主材料の重量が約70g

主菜

魚や肉、卵を使った料理やとうふ、納豆など大豆を使った料理で、体をつくるもとになるものが含まれています。

卵1個を使った料理が1つ(SV)、魚料理は2つ(SV)、肉料理は3つ(SV)がおおよその目安です。

1つ(SV)＝主材料に含まれるたんぱく質が約6g

牛乳・乳製品

牛乳やチーズ、ヨーグルトがあります。丈夫な骨や歯をつくるのに欠かせません。ヨーグルトは小1カップが1つ(SV)、牛乳200mlは2つ(SV)になります。

1つ(SV)＝主材料に含まれるカルシウムが約100mg

果物

りんご、みかん、かき、ぶどう、なし、すいかなどが含まれます。副菜と同じように体調を整えるものが含まれています。

みかん1個が1つ(SV)、なしだと1/2個が1つ(SV)

1つ(SV)＝主材料の重量が約100g

「かごしま版食事バランスガイド」は、厚生労働省と農林水産省が決定した「食事バランスガイド」に基づき決定したものです。このイラストの料理は、1日に必要なエネルギー量がおよそ2,200kcal(±200kcal)の方の目安量を示しています。

～バランスガイド活用に
当たってのお願い～
糖尿病、高血圧など病院で医師または管理栄養士から食事指導を受けている方は、その指示に従ってください。

菓子・嗜好飲料

お酒は「百薬の長」といわれ、ストレスや疲労感を和らげる効果がありますが、ヒモの部分は、あくまでも適量を守って健康維持につとめましょう。

菓子、ジュース、アルコール類に、つ(SV)の基準はありませんが、1日200kcal以内を目安にしましょう。

◎節度ある適度な飲酒に努めましょう。

……………1日の飲酒の適量……………

●焼酎(25度の場合)なら お湯割り(6:4)……1.5杯

●日本酒なら ……………1合

●ビールなら……………500ml缶 1本

厚生労働省「健康日本21」

参考資料3 アンケート結果

● 食に関する住民アンケート

食育に関する住民アンケート集計結果(令和元年度)

この調査は、知名町における食育や地産地消を推進するための基礎資料とする目的で、婦人を対象に実施したものです。

【担当課：知名町農林課・保健福祉課・教育委員会】

＜実施期間＞令和元年5月12日(婦人会総会) 令和元年5月～6月 ＜総回答数＞ 256件

※未記入も含まれるため、設問によって計が一致しない。(複数回答は回答数の計)

まずあなたの年代についておうかがいします。以下、該当するものに○をつけてください。

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代以上	無回答	計
4	85	100	42	22	3	256
2%	33%	39%	16%	9%	1%	100%

1 「食育」について

1-1 「食育」という言葉を知っていますか。

ア. 言葉も意味も知っており関心がある	イ. 言葉は知っており関心がある	ウ. 言葉は知っているが特に関心はない	エ. 言葉も意味も知らない	無回答	計
124	97	31	2	2	256
48%	38%	12%	0.8%	1%	100%

	ア.言葉も意味も知っており関心がある	イ.言葉も意味も知っているが特に関心はない	ウ.言葉は知っているが意味は知らない	エ.言葉も意味も知らない	無回答	計
H25	75%	14%	9%	0.4%	1%	100%

1-2 食に関する取り組みで重要なものは何だと思われますか。(複数回答可)

ア. 食生活習慣の改善	イ. 栄養バランスによる生活習慣病の予防	ウ. 食の安全性に関する知識の普及	エ. 地産地消の推進	オ. 食べ残し廃棄の減少	カ. 農林水産業・食品産業に対する正しい理解の普及	キ. 肥満や痩せの問題改善	ク. 食文化・伝統の継承	ケ. その他	無回答	計
161	180	113	124	104	15	48	87	3	3	838
19%	21%	13%	15%	12%	2%	6%	10%	0.4%	0.4%	100%
63%	70%	44%	48%	41%	6%	19%	34%	※回答数256での割合		

H25	22%	24%	14%	14%	7%	2%	7%	10%	0.1%	0.3%	100%
	69%	76%	43%	45%	21%	7%	22%	32%	※回答数227での割合		

1-3 「食生活指針」を知っていますか。

ア. 内容を含め知っている	イ. 聞いたことがある	ウ. 知らない	無回答	計
35	128	91	2	256
14%	50%	36%	1%	100%
23%	44%	31%	2%	100%

1-4 栄養バランス等に配慮した食生活を心がけていますか。

ア. かなり心がけている	イ. まあまあ心がけている	ウ. あまり気にしていない	エ. まったく気にしていない	無回答	計
34	193	26	2	1	256
13%	75%	10%	1%	0%	100%

1-5 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動を心がけていますか。

ア. かなり心がけている	イ. まあまあ心がけている	ウ. あまり気にしていない	エ. まったく気にしていない	無回答	計
23	178	48	7	0	256
9%	70%	19%	3%	0%	100%

1-6 あなたの家庭の食生活をどう評価しますか。

ア. かなりよいと思う	イ. よいと思う	ウ. 少し問題があると思う	エ. 問題が多いと思う	無回答	計
6	122	112	16	0	256
2%	48%	44%	6%	0%	100%
2%	42%	46%	9%	1%	100%

1-7 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを継承し、伝えていますか。

ア. はい	イ. いいえ	無回答	計
116	136	4	256
45%	53%	2%	100%

2 食事について

2-1 朝食を食べていますか。

ア. ほとんど毎日食べる	イ. 週に4～5日は食べる	ウ. 週に1～3日は食べる	エ. ほとんど食べない	無回答	計
220	11	4	15	6	256
86%	4%	2%	6%	2%	100%
H25	78%	5%	4%	7%	100%

2-2 食事をする時間を楽しみに感じていますか。

ア. 楽しみ	イ. まあまあ楽しみ	ウ. あまり楽しみでない	無回答	計
141	99	10	6	256
55%	39%	4%	2%	100%
H25	48%	38%	7%	100%

2-3 食事を作るのが「めんどろ」と感じることがありますか。

ア. よく感じる	イ. 時々感じる	ウ. あまり感じない	無回答	計
60	164	24	8	256
23%	64%	9%	3%	100%
H25	18%	66%	8%	100%

2-4 外食をどの程度の割合でしていますか。

ア. ほぼ毎日	イ. 週に3日以上	ウ. 週に1～2日程度	エ. 月に2～3日程度	オ. ごくまれにする	カ. まったくしない	無回答	計
3	3	8	68	144	22	8	256
1%	1%	3%	27%	56%	9%	3%	100%
H25	1%	1%	7%	23%	54%	8%	100%

2-5 市販の弁当をどの程度の割合で購入しますか。

ア. ほぼ毎日	イ. 週に3日以上	ウ. 週に1～2日程度	エ. 月に2～3日程度	オ. ごくまれにする	カ. まったくしない	無回答	計
5	5	26	57	131	25	7	256
2%	2%	10%	22%	51%	10%	3%	100%
H25	2%	1%	10%	21%	50%	9%	100%

2-6 あなたは、外食や弁当を購入する際に栄養バランスやカロリー等を意識していますか。

	ア. 意識している	イ. ととき意識している	ウ. 意識していない	無回答	計
	62	122	62	10	256
	24%	48%	24%	4%	100%
H25	28%	42%	21%	10%	100%

2-7 ふだん食生活で実践していることすべてに○をしてください。(複数回答可)

ア. 食事を 楽しむ	イ. 1日3食 規則正しく とる	ウ. 主食、 主菜、副菜 をバランス よくとる	エ. ごはん などの穀類 をしっかりと とる	オ. 野菜・果 物、乳製 品、豆類、 魚をよくとる	カ. 食塩や 脂肪分は控 えめにする	キ. 食文化 や地域産物 を活かし、と きには新し い料理も	ク. 適正体 重を知り、 活動量に あった食事 をとる	ケ. 料理や 保存の工夫 で無駄や廃 棄を少なく	コ. ときには 健康目標を 立て、食生 活を点検す る	無回答	計
156	153	154	56	127	96	53	15	73	10	6	899
17%	17%	17%	6%	14%	11%	6%	2%	8%	1%	1%	100%
61%	60%	60%	22%	50%	38%	21%	6%	29%	4%	2%	

※回答数256での割合

ア. 1日3食 規則正しく とる	イ. 食塩や 脂肪分は控 えめにする	ウ. 主食、 主菜、副菜 をバランス よくとる	エ. 新しい 料理を取り 入れる	オ. 伝統食 や地域産物 を積極的に 活用する	カ. 保存や 料理の工夫 で無駄や廃 棄を少なく する	キ. 適正体 重を知り、 活動量に あった食事 をとる	ク. 食事を 楽しむ	ケ. その他()	無回答	計
118	123	121	19	31	57	18	51	5	18	561
21%	22%	22%	3%	6%	10%	3%	9%	1%	3%	100%
52%	54%	53%	8%	14%	25%	8%	22%	2%	8%	

※回答数227での割合

3 食品について

3-1 食品を購入する時、食品表示に注意しますか。

	ア. かなり注意している	イ. まあまあ注意している	ウ. 全く注意していない	無回答	計
	42	181	25	8	256
	16%	71%	10%	3%	100%
H25	19%	66%	8%	7%	100%

3-2 食品購入時、気になるのはどのような点ですか。(複数回答可)

	ア. 賞味期限、消費期限	イ. 原料、添加物	ウ. 産地、生産者	エ. 価格	オ. ブランド	カ. 栄養価、カロリー	キ. おいしさ	ク. その他	無回答	計
	204	117	141	184	11	49	98	1	7	812
	25%	14%	17%	23%	1%	6%	12%	0.1%	1%	100%
	80%	46%	55%	72%	4%	19%	38%	0%	3%	

※回答数256での割合

H25	26%	17%	16%	23%	1%	8%	8%	0.1%	2%	100%
	77%	50%	47%	69%	4%	23%	24%	0.4%	7%	

※回答数227での割合

4 地産地消について

4-1 「地産地消」という言葉やその意味を知っていますか。

	ア. 言葉も意味も知っている	イ. 言葉は知っているが、意味は知らない	ウ. 言葉も意味も知らない	無回答	計
	235	11	2	8	256
	92%	4%	1%	3%	100%
H25	92%	5%	1%	2%	100%

4-2 食材購入時に島内産及び県内産の農林水産物の購入を心がけていますか。

	ア. 積極的に購入している	イ. ととき購入している	ウ. 全く意識していない	無回答	計
	112	120	16	8	256
	44%	47%	6%	3%	100%

4-3 「フードマイレージ」という言葉やその意味を知っていますか。

	ア. 言葉も意味も知っている	イ. 言葉は知っているが、意味は知らない	ウ. 言葉も意味も知らない	無回答	計
	38	86	123	9	256
	15%	34%	48%	4%	100%
H25	17%	26%	51%	6%	100%

4-4 年間消費野菜のなかで、自家栽培等、自給野菜の割合はおおよそどれくらいですか。

(親類知人からの頂き物を含める)

	ア. 0%	イ. 5%	ウ. 10%	エ. 20%	オ. 30%	カ. 40%	キ. 50%	ク. 60%	ケ. 70%	コ. 80%以上	無回答	計
	21	57	47	33	35	23	10	9	8	7	6	256
	8%	22%	18%	13%	14%	9%	4%	4%	3%	3%	2%	100%
H25	4%	14%	13%	16%	14%	11%	13%	3%	5%	2%	4%	100%

4-5 農産物直売所を利用したことがありますか。

	ア. ある	イ. ない	無回答	計
	203	47	6	256
	79%	18%	2%	100%
H25	84%	13%	4%	100%

4-6 「かごしま地産地消推進店」を知っていますか。

	ア. 利用したことがある	イ. 聞いたことがある	ウ. 知らない	無回答	計
	124	123	0	9	256
	48%	48%	0%	4%	100%
H25	34%	31%	30%	4%	100%

4-7 地産地消への取り組みでとくに進めてほしいものは何ですか。(複数回答可)

ア. 地元市場への出荷を増やす	イ. 学校給食に取り入れる	ウ. 直売所の取り組みを拡大する	エ. ホテルや飲食店で地元食材の料理を提供する	オ. 量販店などにコーナーを設置する	カ. 地元産物や加工品を販売するイベントを開催する	キ. 地元産物を使った加工食品を開発販売する	ク. 農業体験や加工料理体験ができる施設や機会を増やす	ケ. 地元産物に関する情報を提供する	コ. 地元産物を使った料理教室や料理コンクールを開催する	サ. その他
131	174	109	98	63	84	75	51	62	51	8
14%	19%	12%	11%	7%	9%	8%	6%	7%	6%	0.9%
51%	68%	43%	38%	25%	33%	29%	20%	24%	20%	3%
無回答	計									
4	910									
0%	100%									

※回答数256での割合



サ:その他

- ・取組が行われているのも知っていますが、更に頑張してほしい。
- ・農業検査
- ・価格と品質のバランスを考えてほしい。
- ・地元産物の単価が高すぎる。
- ・川で洗っていると聞くと、安心して購入できない。それが給食に使われていると思うと、恐い。
- 生産・販売ラインをきちんとした後に、地産地消に取り組んでほしい。

H25	14%	14%	12%	12%	7%	9%	10%	6%	8%	6%	0.6%
	1%	100%									
	52%	50%	43%	44%	27%	34%	36%	22%	29%	22%	2%

※回答数227での割合

● 児童生徒の食に関するアンケート調査

児童生徒の食に関するアンケート調査集計（令和元年度）

このアンケートは、平成21年度から毎年6月に町内の小学校5年生、中学校1年生、中学校3年生を対象に、家庭や学校での食事や生活習慣について継続調査しているものです。
 〈実施期間〉令和元年度5月～6月 〈総回答数〉187件

単位：人

年度	小5男	小5女	中1男	中1女	中3男	中3女	男子計	女子計	合計
R1	30	33	38	29	29	28	97	90	187

問1 食事をする前に手洗いをしていますか。

	1. 洗っている	2. ときどき忘れる	3. ほとんど洗わない
小学5年	70%	25%	5%
中学1年	73%	24%	3%
中学3年	60%	33%	7%
男子	66%	28%	6%
女子	70%	27%	3%
R1全体	68%	27%	5%

問2 いただきます・ごちそうさまのあいさつをしていますか。

	1. している	2. ときどき忘れる	3. ほとんどしない
小学5年	79%	14%	6%
中学1年	90%	10%	0%
中学3年	77%	19%	4%
男子	85%	11%	4%
女子	80%	18%	2%
R1全体	82%	14%	3%

問3 はしを正しく使えますか。

	1. 使える	2. 使えないので使えない ようになりたい	3. 使えないが今のま までよい
小学5年	79%	18%	3%
中学1年	82%	10%	7%
中学3年	77%	19%	4%
男子	81%	14%	5%
女子	78%	18%	4%
R1全体	80%	16%	5%

問4 食べ物の好ききらいがありますか。

	1. たくさんある	2. すこしある	3. ほとんどない
小学5年	13%	60%	27%
中学1年	21%	51%	28%
中学3年	25%	46%	30%
男子	18%	49%	33%
女子	21%	55%	24%
R1全体	19%	52%	28%

問5 好きな料理は何ですか。

	1. 和食	2. 洋食	3. 中華
小学5年	32%	52%	16%
中学1年	41%	42%	17%
中学3年	28%	53%	19%
男子	34%	45%	21%
女子	34%	53%	13%
R1全体	34%	49%	17%

問6 嫌いな食べ物は何か。

第1位 ゴーヤ 29人／168人（17.3%）
 第2位 魚介類 16人／168人（9.5%）
 第3位 キノコ類 12人／168人（7.1%）
 第4位 レバー 10人／168人（6.0%）

問7 食物アレルギーがありますか。

	1. ない	2. ある	（食物名）
小学5年	97%	3%	たまご、
中学1年	93%	7%	グレープ
中学3年	93%	7%	フルー
男子	92%	8%	ツ、エ
女子	97%	3%	ビ、カ
R1全体	94%	6%	貝、イ
			カ、タ
			コ、ア
			サリ、
			米、
			牛肉

問8 1日3食、決められた時間に食べていますか。

	1. ほぼ毎日 食べている	2. 時々食 べない ときが ある	3. ほとん ど食 べない
小学5年	73%	24%	3%
中学1年	82%	16%	1%
中学3年	77%	21%	2%
男子	77%	21%	2%
女子	78%	20%	2%
R1全体	78%	20%	2%

問9 毎日、朝食を食べていますか。

	1. 毎日食 べる	2. 週3～ 6日食 べる	3. 週1～ 2日食 べる	4. ほとん ど食べ ない
小学5年	89%	8%	0%	3%
中学1年	90%	10%	0%	0%
中学3年	86%	12%	0%	2%
男子	90%	9%	0%	1%
女子	87%	11%	0%	2%
RI全体	88%	10%	0%	2%

問10 (問9で「2～4」と答えた方へ) 朝食を食べない理由は何ですか。

	1. 食べ たくない	2. 時間 がない	3. 面倒	4. やせ たい	5. 朝食 の準備 がされ ていない	6. 家族 が食べ ないから	7. その他
小学5年	14%	29%	0%	14%	29%	0%	0%
中学1年	29%	29%	0%	0%	14%	0%	29%
中学3年	25%	25%	0%	0%	13%	0%	13%
男子	10%	10%	0%	10%	20%	0%	30%
女子	33%	42%	0%	0%	17%	0%	0%
RI全体	23%	27%	0%	5%	18%	0%	14%

問11 朝食の主食はおもに何ですか。

	1. ごはん	2. ごはん とパン	3. パン	4. その他
小学5年	43%	35%	22%	0%
中学1年	45%	33%	22%	0%
中学3年	46%	25%	30%	0%
男子	41%	36%	23%	0%
女子	48%	26%	27%	0%
RI全体	44%	31%	25%	0%

問12 朝食・夕食を家族と一緒にとる回数は週に何回くらいですか。(朝食)：平成27年度より質問を変更

		1. 毎日	2. 6回	3. 5回	4. 4回	5. 3回	6. 2回	7. 1回	8. 0回
朝食→	小学5年	44%	6%	3%	6%	8%	6%	6%	19%
	中学1年	43%	10%	6%	4%	9%	6%	1%	19%
	中学3年	37%	5%	4%	9%	4%	5%	11%	26%
	男子	41%	8%	5%	8%	8%	6%	6%	16%
	女子	42%	7%	3%	4%	6%	6%	6%	27%
	RI全体	41%	8%	4%	6%	7%	6%	6%	22%

問12 朝食・夕食を家族と一緒にとる回数は週に何回くらいですか。(夕食)：平成27年度より質問を変更

		1. 毎日	2. 6回	3. 5回	4. 4回	5. 3回	6. 2回	7. 1回	8. 0回
夕食→	小学5年	58%	7%	2%	7%	9%	5%	9%	4%
	中学1年	63%	8%	7%	0%	8%	7%	7%	0%
	中学3年	55%	13%	9%	7%	4%	5%	4%	4%
	男子	60%	9%	3%	5%	9%	5%	6%	3%
	女子	58%	9%	8%	5%	5%	7%	7%	1%
	RI全体	59%	9%	6%	5%	7%	6%	6%	2%

問13 お家での食事は楽しいですか。

	1. 楽しい	2. 楽しく ない	3. どちら でもない
小学5年	71%	5%	24%
中学1年	81%	4%	15%
中学3年	68%	2%	30%
男子	74%	4%	22%
女子	73%	3%	23%
R1全体	74%	4%	22%

問14 学校の給食の時間は楽しいですか。

	1. 楽しい	2. 楽しく ない	3. どちら でもない
小学5年	78%	5%	17%
中学1年	85%	6%	9%
中学3年	84%	2%	14%
男子	82%	6%	11%
女子	82%	2%	16%
R1全体	82%	4%	13%

問15 嫌いなものが食事に出たときはどうしますか。

	1. がまん してで きるだ け食べ る	2. 家では 食べる が、学 校では 食べな い	3. 学校で は食べ るが、 家では 食べな い	4. 食べな い
小学5年	87%	0%	10%	3%
中学1年	76%	0%	22%	1%
中学3年	71%	2%	21%	5%
男子	80%	1%	16%	2%
女子	76%	0%	19%	5%
R1全体	78%	1%	18%	3%

問16 おやつに果物やおにぎり、芋類を食べますか。

	1. よく食 べる	2. 時々食 べる	3. ほとん ど食べ ない
小学5年	24%	55%	21%
中学1年	27%	42%	31%
中学3年	18%	50%	32%
男子	25%	48%	27%
女子	31%	69%	0%
R1全体	23%	49%	28%

問17 お家で魚を食べますか。

	1. 週3回 以上食 べる	2. 週1～ 2回食 べる	3. ほとん ど食べ ない
小学5年	15%	51%	34%
中学1年	17%	57%	26%
中学3年	16%	46%	38%
男子	15%	51%	34%
女子	16%	53%	31%
R1全体	16%	52%	32%

問18 休みの日に間食（おやつ）をどれくらい食べていますか。

	1. ほとん ど食べ ない	2. 1日に 1回食 べる	3. 1日に 2回食 べる	4. 1日に 3回以 上食 べる
小学5年	19%	45%	29%	6%
中学1年	26%	41%	30%	3%
中学3年	16%	45%	27%	13%
男子	25%	40%	29%	6%
女子	16%	48%	28%	8%
R1全体	21%	43%	29%	7%

問19 ジュース（スポーツドリンクを含む）をどのくらい飲みますか。

	1. ほとん ど飲ま ない	2. 週に1 ～2本 ぐらい 飲む	3. 週に3 ～5本 飲む	4. 1日に 1本ぐ らい飲 む	5. 1日に 2本以 上飲む
小学5年	31%	40%	16%	11%	2%
中学1年	30%	42%	19%	7%	1%
中学3年	25%	41%	23%	11%	0%
男子	21%	45%	20%	13%	2%
女子	37%	37%	19%	7%	0%
R1全体	29%	41%	19%	10%	1%

問20 体育の授業以外で、運動やスポーツをしていますか。

	1. よくし ている	2. ときど きして る	3. ほとん どして いない
小学5年	52%	29%	19%
中学1年	73%	23%	5%
中学3年	67%	22%	11%
男子	73%	22%	5%
女子	53%	28%	19%
R1全体	64%	25%	11%

問21 自分の体型をどう思いますか。

	1. 太っている	2. 少し太っている	3. ふつう	4. 少しやせている	5. やせている
小学5年	10%	16%	52%	14%	8%
中学1年	16%	24%	43%	7%	9%
中学3年	14%	34%	30%	11%	11%
男子	10%	18%	42%	14%	15%
女子	17%	31%	43%	7%	2%
R1全体	13%	24%	42%	11%	9%

問22 食事の準備や後かたづけなどのお手伝いをしますか。

	1. よくする	2. たまにする	3. ほとんどしない
小学5年	52%	44%	3%
中学1年	41%	45%	14%
中学3年	43%	55%	2%
男子	42%	47%	10%
女子	49%	49%	2%
R1全体	45%	48%	6%

問23 料理をすることがあります。

	1. よくする	2. たまにする	3. ほとんどしない
小学5年	30%	54%	16%
中学1年	16%	58%	25%
中学3年	16%	50%	34%
男子	18%	51%	32%
女子	25%	58%	17%
R1全体	21%	54%	25%

問24 農作業のお手伝いをすることがあります。

	1. よくする	2. ときどきする	3. あまりしない	4. ほとんどない
小学5年	17%	35%	19%	29%
中学1年	15%	21%	31%	33%
中学3年	9%	29%	38%	25%
男子	16%	27%	28%	29%
女子	11%	29%	30%	29%
R1全体	14%	28%	29%	29%

問25 「ハンダマ」という食材を知っていますか。

	1. 食べたことがある	2. 知っているが食べたことはない	3. 知らない
小学5年	16%	14%	70%
中学1年	25%	16%	58%
中学3年	66%	9%	25%
男子	31%	13%	56%
女子	38%	13%	48%
R1全体	34%	13%	52%

問26 沖永良部産パレイシヨ（じゃがいも）のブランド名を知っていますか。

	1. 知っている	2. 知らない
小学5年	43%	57%
中学1年	63%	37%
中学3年	63%	38%
男子	53%	47%
女子	60%	40%
R1全体	56%	44%

問27 「食育」という言葉を知っていますか。

	1. 内容も含めよく知っている	2. 聞いたことがある	3. 知らない
小学5年	13%	63%	24%
中学1年	25%	64%	10%
中学3年	18%	79%	4%
男子	19%	66%	15%
女子	19%	70%	10%
R1全体	19%	68%	13%

問28 「地産地消」という言葉を知っていますか。

	1. 内容も含めよく知っている	2. 聞いたことがある	3. 知らない
小学5年	30%	30%	40%
中学1年	69%	24%	7%
中学3年	79%	20%	2%
男子	59%	22%	20%
女子	58%	28%	13%
R1全体	59%	25%	17%

食育基本法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

- 2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 食育の推進の目標に関する事項
 - 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦

（そう）身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

（食文化の継承のための活動への支援等）

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進）

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び
地域の農林水産物の利用促進に関する法律

附則

農山漁村は、長年にわたって我が国の豊かな風土と勤勉な国民性をはぐくみ、就業の機会を提供し、多様な文化を創造してきた。また、農林漁業の持続的かつ健全な発展は、その有する農林水産物等の安定的な供給の機能及び国土の保全等の多面にわたる機能が発揮されることにより、農山漁村の活力の維持向上に寄与するとともに、国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に貢献するものである。

しかるに、我が国の農林漁業及び農山漁村は内外の様々な問題に直面しており、農林水産物価格の低迷等による所得の減少、高齢化や過疎化の進展等により、農山漁村の活力は著しく低下している。

我々は、一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す六次産業化の取組と、地域の農林水産物の利用を促進することによる国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の取組が相まって、農林漁業者の所得の確保を通じて農林漁業の持続的かつ健全な発展を可能とするとともに、農山漁村の活力の再生、消費者の利益の増進、食料自給率の向上等に重要な役割を担うものと確信する。

同時に、これらの取組は、農山漁村に豊富に存在する土地、水その他の資源の有効な活用、地域における食品循環資源の再生利用、農林水産物の生産地と消費地との距離の縮減等を通じ、環境への負荷の低減に寄与することが大いに期待されるものである。

ここに、このような視点に立ち、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策を講じて農山漁村における六次産業化を推進するとともに、国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の促進に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、農林漁業の振興を図る上で農林漁業経営の改善及び国産の農林水産物の消費の拡大が重要であることにかんがみ、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図るとともに、食料自給率の向上及び環境への負荷の少ない社会の構築に寄与することを目的とする。

第二章 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等

第一節 総則

(基本理念)

第二条 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化は、それが農業者、林業者及び漁業者の所得の確保を通じて持続的な農林漁業の生産活動を可能とし、地域経済に活力をもたらすとともに、エネルギー源としての利用その他の農林水産物等の新たな需要の開拓等により地球温暖化の防止に寄与することが期待されるものであることにかんがみ、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等（以下この章において「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等」という。）を促進するため、地域の自然的経済的社会的条件に応じ、地域における創意工夫を生かしつつ、農林漁業者等が必要に応じて農林漁業者等以外の者の協力を得て主体的に行う取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その促進が図られなければならない。

- 2 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に当たっては、農林水産物等又はこれを原材料とする新商品の生産又は販売に関する新技術の導入が重要であることにかんがみ、多様な主体による当該新技術の研究開発及びその成果の利用が推進されなければならない。

(定義)

第三条 この章において「農林漁業者等」とは、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者（以下この章において「構成員等」という。）となっている法人を含む。）をいう。

- 2 この章において「農林水産物等」とは、農林水産物及びその生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものをいう。
- 3 この章において「農林漁業及び関連事業の総合化」とは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等を図るため、単独又は共同の事業として農林水産物等の生産（農林水産物等を新商品の原材料として利用するために必要な収集その他の農林水産省令で定める行為を含む。次項及び第五項第一号において同じ。）及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動であって、農林水産物等の価値を高め、又はその新たな価値を生み出すことを目指したものをいう。
- 4 この章において「総合化事業」とは、農林漁業経営の改善を図るため、農林漁業者等が農林漁業及び関連事業の総合化を行う事業であって、次に掲げる措置を行うものをいう。
- 一 自らの生産に係る農林水産物等（当該農林漁業者等が団体である場合にあっては、その構成員等の生産に係る農林水産物等を含む。次号において同じ。）をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓
 - 二 自らの生産に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善
 - 三 前二号に掲げる措置を行うために必要な農業用施設、林業用施設又は漁業用施設の改良又は取得、新規の作物又は家畜の導入、地域に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した生産の方式の導入その他の生産の方式の改善

5 この章において「研究開発・成果利用事業」とは、次に掲げる研究開発及びその成果の利用を行う事業であって、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に特に資するものをいう。

一 新商品の原材料に適する新品種の育成、土地、水その他の資源を有効に活用した生産の方式又は農林水産物等の生産に要する費用の低減に資する生産の方式の開発、品質管理の方法の開発その他の農林水産物等の生産又は販売の高度化に資する研究開発

二 新商品の生産に要する費用の低減に資する生産の方式又は機械の開発、品質管理の方法の開発その他の新商品の生産又は販売の高度化に資する研究開発

6 この章において「産地連携野菜供給契約」とは、農業者又は農業者の組織する団体（これらの者が主たる構成員等となっている法人を含む。以下この項において同じ。）が指定野菜（野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第二条に規定する指定野菜をいう。以下この章において同じ。）を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間において農林水産省令で定めるところにより締結する指定野菜の供給に係る契約（複数の産地の農業者又は農業者の組織する団体が連携して行う指定野菜の供給に係るものであって、天候その他やむを得ない事由により供給すべき指定野菜に不足が生じた場合に、これと同一の種別に属する指定野菜を供給することを内容とするものに限る。）をいう。

第二節 基本方針

第四条 農林水産大臣は、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する基本方針（以下この章において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等の推進に関する基本的な事項

二 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進の意義及び基本的な方向

三 総合化事業及び研究開発・成果利用事業の実施に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する重要事項

3 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三節 農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する施策

（総合化事業計画の認定）

第五条 農林漁業者等は、単独で又は共同して、総合化事業に関する計画（当該農林漁業者等が団体である場合にあっては、その構成員等の行う総合化事業に関するものを含む。以下この章において「総合化事業計画」という。）を作成し、農林水産省令で定めるところにより、こ

れを農林水産大臣に提出して、その総合化事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 総合化事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 認定を受けようとする農林漁業者等（当該農林漁業者等が団体である場合にあっては、その構成員等を含む。第四項及び第五項第二号において同じ。）の農林漁業経営の現状
- 二 総合化事業の目標
- 三 総合化事業の内容及び実施期間
- 四 総合化事業の実施体制
- 五 総合化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 六 その他農林水産省令で定める事項

3 総合化事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、総合化事業の用に供する施設の整備に関する次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 当該施設の種類及び規模その他の当該施設の整備の内容
- 二 当該施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積
- 三 その他農林水産省令で定める事項

4 総合化事業計画には、認定を受けようとする農林漁業者等以外の者の行う次に掲げる措置（第一号から第三号までに掲げる措置にあっては、農林漁業者等以外の者が行うものに限る。）に関する計画を含めることができる。

- 一 認定を受けようとする農林漁業者等が実施する農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第二条の農業改良措置（第九条第一項において「農業改良措置」という。）を支援するための措置（農業経営に必要な施設の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。）

- 二 認定を受けようとする農林漁業者等が実施する林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二条第一項の林業・木材産業改善措置（林業経営の改善を目的として新たな林業部門の経営を開始し、又は林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入することに限る。第十条第一項において「林業・木材産業改善措置」という。）を支援するための措置（林業経営に必要な施設の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。）

- 三 認定を受けようとする農林漁業者等が実施する沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第二項の沿岸漁業の経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を支援するための措置（沿岸漁業経営に必要な機器の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。）

四 その他当該総合化事業を促進するための措置

5 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その総合化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 基本方針に照らし適切なものであり、かつ、当該総合化事業を確実に遂行するため適切

なものであること。

二 当該総合化事業の実施により認定を受けようとする農林漁業者等の農林漁業経営の改善が行われるものであること。

6 農林水産大臣は、総合化事業計画にその所管する事業以外の事業の実施に関する事項が記載されている場合において、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該事業を所管する大臣に協議し、その同意を得なければならない。

7 農林水産大臣は、第三項各号に掲げる事項（同項第二号の土地が農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この項において同じ。）の目的に供される土地をいう。以下この章において同じ。）又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この章において同じ。）であり、第三項の施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、同法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されている総合化事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、都道府県知事等（同法第四条第一項に規定する都道府県知事等をいう。以下この項及び第七条第五項において同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事等は、当該事項が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、政令で定めるところにより、同意をするものとする。

一 農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第四条第六項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

二 農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第五条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

8 農林水産大臣は、第三項各号に掲げる事項（同項の施設の整備として市街化調整区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の規定による市街化調整区域をいう。第十四条において同じ。）内において、第三項の施設（農林水産物等の販売施設であって政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）の建築（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第十三号に規定する建築をいう。）の用に供する目的で行う都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（以下この項及び第十四条第一項において「開発行為」という。）又は第三項の施設を新築し、若しくは建築物（建築基準法第二条第一号に規定する建築物をいう。）を改築し、若しくはその用途を変更して同項の施設とする行為（以下この項及び第十四条第二項において「建築行為等」という。）を行うものであり、当該開発行為又は建築行為等を行うに当たり、都市計画法第二十九条第一項又は第四十三条第一項の都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長を含む。以下この項、第十四条第二項及び第四

十二条第二項において同じ。)の許可を受けなければならないものに係るものに限る。)が記載されている総合化事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、当該都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該開発行為又は建築行為等が当該開発行為をする土地又は当該建築行為等に係る第三項の施設の敷地である土地の区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域(都市計画法第七条第一項の規定による市街化区域をいう。)内において行うことが困難又は著しく不適当と認められるときは、同意をするものとする。

9 農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県知事に通知するものとする。

10 農林水産大臣は、第二項第三号に掲げる事項として産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業(当該産地連携野菜供給契約に係る指定野菜を生産する農業者の作付面積の合計が農林水産省令で定める面積に達しているものに限る。)が記載された総合化事業計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を独立行政法人農畜産業振興機構に通知するものとする。

(総合化事業計画の変更等)

第六条 前条第一項の認定を受けた農林漁業者等は、当該認定に係る総合化事業計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第一項の認定を受けた農林漁業者等は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 農林水産大臣は、前条第一項の認定を受けた農林漁業者等(当該農林漁業者等が団体である場合におけるその構成員等及び当該農林漁業者等に係る同条第四項各号に掲げる措置を行う同項に規定する者(以下この章において「促進事業者」という。))を含む。以下この章において「認定農林漁業者等」という。)が当該認定に係る総合化事業計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下この章において「認定総合化事業計画」という。)に従って総合化事業(同条第四項各号に掲げる措置を含む。第九条第一項において同じ。)を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第五項から第十項までの規定は、第一項の認定について準用する。

(研究開発・成果利用事業計画の認定)

第七条 研究開発・成果利用事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、研究開発・成果利用事業に関する計画(以下この章において「研究開発・成果利用事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その研究開発・成果利用事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 研究開発・成果利用事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 研究開発・成果利用事業の目標
- 二 研究開発・成果利用事業の内容及び実施期間

三 研究開発・成果利用事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 研究開発・成果利用事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、研究開発・成果利用事業の用に供する施設の整備に関する次に掲げる事項を記載することができる。

一 当該施設の種類及び規模その他の当該施設の整備の内容

二 当該施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

三 その他農林水産省令で定める事項

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その研究開発・成果利用事業計画が基本方針に照らし適切なものであり、かつ、研究開発・成果利用事業を確実に遂行するため適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。

5 主務大臣は、第三項各号に掲げる事項（同項第二号の土地が農地又は採草放牧地であり、同項の施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されている研究開発・成果利用事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、都道府県知事等に協議し、その同意を得なければならない。この場合においては、第五条第七項後段の規定を準用する。

（研究開発・成果利用事業計画の変更等）

第八条 前条第一項の認定を受けた者（以下この章において「認定研究開発・成果利用事業者」という。）は、当該認定に係る研究開発・成果利用事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定研究開発・成果利用事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、認定研究開発・成果利用事業者が前条第一項の認定に係る研究開発・成果利用事業計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下この章において「認定研究開発・成果利用事業計画」という。）に従って研究開発・成果利用事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

（農業改良資金融通法の特例）

第九条 認定総合化事業計画に従って行われる総合化事業（以下この章において「認定総合化事業」という。）に第五条第四項第一号に掲げる措置が含まれる場合において、促進事業者が当該措置を行うときは、当該措置を農業改良措置とみなして、農業改良資金融通法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項第一号中「農業者又はその組織する団体（次号において「農業者等」という。）」とあるのは「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第六条第三項に規定する認定総

合化事業計画に従って同法第五条第四項第一号に掲げる措置を行う同法第六条第三項に規定する促進事業者（株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に規定する中小企業者に限る。次号において「促進事業者」という。）と、同項第二号中「農業者等」とあるのは「促進事業者」と、同法第七条中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者）」とあるのは「その申請者」と、「その経営」とあるのは「その申請者に係る地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第九条第一項に規定する認定総合化事業を行う農業者の経営」と、「同項」とあるのは「前条第一項」とする。

- 2 農業改良資金融通法第二条（前項の規定により適用される場合を含む。）の農業改良資金（同法第四条の特定地域資金を除く。）であって、認定農林漁業者等が認定総合化事業を行うのに必要なものについての同法第四条（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四条中「十年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（以下この条において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年）」とあるのは「十二年」と、「三年（特定地域資金にあつては、五年）」とあるのは「五年」とする。

（林業・木材産業改善資金助成法の特例）

第十条 認定総合化事業に第五条第四項第二号に掲げる措置が含まれる場合において、促進事業者が当該措置を行うときは、当該措置を林業・木材産業改善措置とみなして、林業・木材産業改善資金助成法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」と、「林業従事者、木材産業に属する事業を営む者（政令で定める者に限る。）又はこれらの者の組織する団体その他政令で定める者（以下「林業従事者等」という。）」とあるのは「同法第六条第三項に規定する認定総合化事業計画に従って同法第五条第四項第二号に掲げる措置を行う同法第六条第三項に規定する促進事業者（以下「促進事業者」という。）」と、同条第二項中「この法律」とあるのは「この法律及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」と、「林業従事者等」とあるのは「促進事業者」と、同法第四条中「一林業従事者等」とあるのは「一促進事業者」と、同法第八条中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）」とあるのは「その申請者」と、「その経営」とあるのは「その申請者に係る地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第九条第一項に規定する認定総合化事業を行う林業者の経営」と、「同項」とあるのは「前条第一項」と、同法第十四条第一項中「林業従事者等」とあるのは「林業従事者等（林業従事者、木材産業に属する事業を営む者（政令で定める者に限る。）又はこれらの者の組織する団体その他政令で定める者をいう。次項において同じ。）」とする。

- 2 林業・木材産業改善資金助成法第二条第一項（前項の規定により適用される場合を含む。）の林業・木材産業改善資金であって、認定農林漁業者等が認定総合化事業を行うのに必要な

ものの償還期間（据置期間を含む。次条第二項において同じ。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

- 3 前項に規定する資金の据置期間は、林業・木材産業改善資金助成法第五条第二項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

（沿岸漁業改善資金助成法の特例）

第十一条 認定総合化事業に第五条第四項第三号に掲げる措置が含まれる場合において、促進事業者が当該措置を行うときは、当該措置を行うのに必要な資金で政令で定めるものを、それぞれ沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項の経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金とみなして、同法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」と、「沿岸漁業の従事者、その組織する団体その他政令で定める者（以下「沿岸漁業従事者等」という。）」とあるのは「同法第六条第三項に規定する認定総合化事業計画に従って同法第五条第四項第三号に掲げる措置を行う同法第六条第三項に規定する促進事業者（次条において「促進事業者」という。）」と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金」とあるのは「経営等改善資金」と、同法第四条中「一沿岸漁業従事者等」とあるのは「一促進事業者」と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれ」とあるのは「経営等改善資金」と、同法第八条第一項中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者。以下同じ。）」とあるのは「その申請者」と、「近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入」とあるのは「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第五条第四項第三号に掲げる措置」と、「その経営」とあるのは「その申請者に係る同法第九条第一項に規定する認定総合化事業を行う漁業者の経営」とする。

- 2 沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項（前項の規定により適用される場合を含む。）の経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金であって、認定農林漁業者等が認定総合化事業を行うのに必要なものの償還期間は、同法第五条第二項の規定にかかわらず、その種類ごとに、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

- 3 前項に規定する資金の据置期間は、沿岸漁業改善資金助成法第五条第三項の規定にかかわらず、その種類ごとに、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

（農地法の特例）

第十二条 認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者が認定総合化事業計画（第五条第三項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。次項及び第十四条において同じ。）又は認定研究開発・成果利用事業計画（第七条第三項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。次項において同じ。）に従って第五条第三項の施設又は第七条第三項の施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があったものとみなす。

- 2 認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者が認定総合化事業計画又は認定研究開

発・成果利用事業計画に従って第五条第三項の施設又は第七条第三項の施設の用に供することを目的として農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があったものとみなす。

（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の特例）

第十三条 農林漁業者等がその総合化事業計画（第五条第三項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。以下この条において同じ。）について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定を受けた総合化事業計画に従って同条第三項の施設の用に供することを目的として行われる草地（主として家畜の放牧又はその飼料若しくは敷料の採取の目的に供される土地をいう。）の形質の変更であって、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第九条の規定による届出をしなければならないものについては、同条の規定による届出をしたものとみなす。

2 前項の規定は、第五条第一項の認定を受けた農林漁業者等がその総合化事業計画について第六条第一項の認定を受けたときについて準用する。

（都市計画法の特例）

第十四条 市街化調整区域内において認定総合化事業計画に従って行われる開発行為（都市計画法第三十四条各号に掲げるものを除く。）は、同条の規定の適用については、同条第十四号に掲げる開発行為とみなす。

2 都道府県知事は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の規定による許可を受けた同法第四条第十三項に規定する開発区域以外の区域内において認定総合化事業計画に従って行われる建築行為等について、同法第四十三条第一項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る建築行為等が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例）

第十五条 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十六条第一項の規定により指定された食品等流通合理化促進機構は、同法第十七条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者（食品等（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第二条第一項に規定する食品等をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者に限る。次号において同じ。）が実施する認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業（認定研究開発・成果利用事業計画に従って実施される研究開発・成果利用事業をいう。以下この章において同じ。）に必要な資金の借入に係る債務を保証すること。

二 認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業を実施する認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により食品等流通合理化促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十八条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第十五条第一項第一号に掲げる業務
第十九条第一項	第十七条第一号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第一項第一号に掲げる業務
第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号	第十七条各号に掲げる業務	第十七条各号に掲げる業務又は地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第一項各号に掲げる業務
第二十五条第一項第三号	この節	この節若しくは地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律
第三十二条第二号	第二十三条第一項	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項
第三十二条第三号	第二十四条	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する第二十四条

（野菜生産出荷安定法の特例）

第十六条 第五条第十項の規定による通知に係る認定総合化事業計画に従って産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業を行う認定農林漁業者等については、当該認定農林漁

業者等を野菜生産出荷安定法第十条第一項に規定する登録生産者とみなして、同法第十二条の規定を適用する。この場合において、同条中「指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間において農林水産省令で定めるところによりあらかじめ締結した契約（対象野菜の供給に係るものであつて、天候その他やむを得ない事由により供給すべき対象野菜に不足が生じた場合に、これと同一の種別に属する指定野菜を供給することを内容とするものに限る。）」とあるのは、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第三条第六項に規定する産地連携野菜供給契約」とする。

（種苗法の特例）

第十七条 農林水産大臣は、認定研究開発・成果利用事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第一項に規定する出願品種をいい、当該認定研究開発・成果利用事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であつて当該認定研究開発・成果利用事業を行う認定研究開発・成果利用事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。

一 その出願品種の育成（種苗法第三条第一項に規定する育成をいう。次項第一号において同じ。）をした者

二 その出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等（次項第二号において「従業者等」という。）が育成した同条第一項に規定する職務育成品種（同号において「職務育成品種」という。）であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等（以下この条において「使用者等」という。）が品種登録出願をすることが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等

2 農林水産大臣は、認定研究開発・成果利用事業の成果に係る登録品種（種苗法第二十条第一項に規定する登録品種をいい、当該認定研究開発・成果利用事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）について、同法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料を納付すべき者が次に掲げる者であつて当該認定研究開発・成果利用事業を行う認定研究開発・成果利用事業者であるときは、政令で定めるところにより、登録料を軽減し、又は免除することができる。

一 その登録品種の育成をした者

二 その登録品種が従業者等が育成した職務育成品種であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等又はその従業者等がした品種登録出願の出願者の名義の変更を受けた使用者等

第四節 雑則

（国等の施策）

第十八条 国及び地方公共団体は、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化を促進するため、情報の提供、人材の育成、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

2 国は、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化と併せて、農林漁業者等以外の者による農林漁業及び関連事業の総合化及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した新たな事業の創出を促進することが、農山漁村における雇用機会の創出その他農山漁村の活性化に資する経済的社会的効果を及ぼすことにかんがみ、関係省庁相互間の連携を図りつつ、この章の規定に基づく措置及びこれと別に講ぜられる農山漁村の活性化に資する措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(資金の確保)

第十九条 国は、認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

(指導及び助言)

第二十条 国は、認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第二十一条 農林水産大臣は、認定農林漁業者等に対し、認定総合化事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 主務大臣は、認定研究開発・成果利用事業者に対し、認定研究開発・成果利用事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

(主務大臣等)

第二十二条 第七条第一項並びに同条第四項及び第五項(これらの規定を第八条第四項において準用する場合を含む。)、第八条第一項から第三項まで、前条第二項並びに次条における主務大臣は、農林水産大臣及び認定研究開発・成果利用事業に係る事業を所管する大臣とする。

2 第七条第一項及び第八条第一項における主務省令は、前項に規定する主務大臣の共同で発する命令とし、次条における主務省令は、同項に規定する主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第二十三条 この章に規定する農林水産大臣及び主務大臣の権限は、農林水産大臣の権限にあっては農林水産省令で定めるところにより地方農政局長又は北海道農政事務所長に、主務大臣の権限にあっては主務省令で定めるところにより地方支分部局の長に、それぞれその一部を委任することができる。

第五節 罰則

第二十四条 第二十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、

同項の刑を科する。

- 3 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三章 地域の農林水産物の利用の促進

第一節 総則

(定義)

第二十五条 この章において「地域の農林水産物の利用」とは、国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。以下この章において同じ。）をその生産された地域内において消費すること（消費者に販売すること及び食品として加工することを含む。以下この条において同じ。）及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費することをいう。

(生産者と消費者との結びつきの強化)

第二十六条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との関係が希薄になる中で、消費者が自ら消費する農林水産物の生産者との交流やその農林水産物についての情報を求めている一方で、生産者が消費者の需要についての情報及び自ら生産した農林水産物についての消費者の評価や理解を求めていることを踏まえ、生産者と消費者との結びつきを強めることを旨として行われなければならない。

(地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化)

第二十七条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との結びつきの下に消費及び販売が行われることにより消費者の需要に対応した農林水産物の生産を促進するとともに、関連事業の事業者が地域の生産者と連携して地域の農林水産物を利用すること等により地域の農林水産物の消費を拡大し、併せて小規模な生産者にも収入を得る機会を提供することによりこのような生産者が意欲と誇りを持って農林漁業を営むことができるようにすることによって、地域の農林漁業及び関連事業の振興を図り、もって地域の活性化に資することを旨として行われなければならない。

(消費者の豊かな食生活の実現)

第二十八条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との結びつきを通じて構築された生産者と消費者との信頼関係の下に消費者が安心して地域の農林水産物を消費することができるようにすること、生産者から消費者への直接の販売により消費者が新鮮な農林水産物を入手することができるようにすること、地域の農林水産物を利用することにより食生活に地域の特色ある食文化を取り入れることができるようにすること等により、消費者の豊かな食生活の実現に資することを旨として行われなければならない。

(食育との一体的な推進)

第二十九条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域の農林水産物を利用すること、地域の生産者と消費者との交流等を通じて、食生活がその生産等にかかわる人々の活動に支えられていることについての感謝の念が醸成され、地域の農林水産物を用いた地域の特色ある食文化や

伝統的な食文化についての理解が増進されるなど、食育の推進が図られるものであることにかんがみ、食育と一体的に推進することを旨として行われなければならない。

（都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進）

第三十条 地域の農林水産物の利用の促進は、農山漁村の生産者と都市の消費者との結びつきの強化にも資する取組である地域の農林水産物の利用を、都市と農山漁村に生活する人々が相互にそれぞれの地域の魅力を尊重し活発な人と物と情報の往来が行われるようにする取組である都市と農山漁村の共生・対流と一体的に推進することにより、心豊かな国民生活の実現と地域の活性化に資するよう行われなければならない。

（食料自給率の向上への寄与）

第三十一条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域の農林水産物の消費を拡大し、その需要に即した農業生産を農地の最大限の活用を通じて行うこと等により農林漁業を振興し、食料の安定的な供給の確保に資すること等を通じて、我が国の食料自給率の向上に寄与することを旨として行われなければならない。

（環境への負荷の低減への寄与）

第三十二条 地域の農林水産物の利用の促進は、農林水産物の生産地と消費地との距離が縮減されることによりその輸送距離が短くなり、その輸送に係る二酸化炭素の排出量が抑制されること等により、地域における食品循環資源の再生利用等の取組と相まって、環境への負荷の低減に寄与することを旨として行われなければならない。

（社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組の促進）

第三十三条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域において地域の農林水産物の利用に自主的かつ積極的に取り組む社会的気運が醸成されるよう行われなければならないものとし、地域における多様な主体による創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、それらの多様な主体の連携の強化等により、その一層の促進を図ることを旨として行われなければならない。

（国の責務）

第三十四条 国は、第二十六条から前条までに定める地域の農林水産物の利用の促進についての基本理念（以下この章において「基本理念」という。）にのっとり、地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第三十五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、地域の農林水産物の利用の促進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（生産者等の努力）

第三十六条 農林水産物の生産者及びその組織する団体（以下この章において「生産者等」という。）は、基本理念にのっとり、地域の消費者との積極的な交流等を通じてその需要に対応した農林水産物を生産する等、地域の生産や消費の実態に応じて地域の農林水産物の利用に取り組むよう努めるものとする。

（事業者の努力）

第三十七条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において地域の農林水産物を利用する等、地域の農林水産物の利用に積極的に取り組むよう努めるものとする。

（消費者の努力）

第三十八条 消費者は、基本理念にのっとり、地域の農林水産物の利用に関する理解を深め、地域の農林水産物を消費する等、地域の農林水産物の利用に自主的に取り組むよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第三十九条 政府は、地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を実施するために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の財政上の措置を講ずるに当たっては、当該措置が農林水産物の生産、加工、流通及び販売の各段階における地域の農林水産物の利用の促進を図る上での課題に的確に対応したものとなるよう配慮するものとする。

3 国は、地方公共団体が行う地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関し、必要な支援を行うことができる。

第二節 基本方針等

（基本方針）

第四十条 農林水産大臣は、地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針（以下この章において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 地域の農林水産物の利用の促進に関する基本的な事項
- 二 地域の農林水産物の利用の促進の目標に関する事項
- 三 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関する事項
- 四 その他地域の農林水産物の利用の促進に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県及び市町村の促進計画）

第四十一条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、地域の農林水産物の利用の促進についての計画（次項及び次条第二項において「促進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、促進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第三節 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策

（地域の農林水産物の利用の促進に必要な基盤の整備）

第四十二条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するため、直売所（農林水産物及びその加工品（以下この章において「農林水産物等」とい

う。)をその生産者等が消費者に販売するため、生産者等その他の多様な主体によって開設された施設をいう。以下この章において同じ。)その他の地域の農林水産物の利用の促進に寄与する農林水産物の生産、加工、流通、販売等のための施設等の基盤の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 国の行政機関の長又は都道府県知事は、土地を促進計画の趣旨に適合する直売所の用に供するため、農地法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該直売所の設置の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(直売所等を利用した地域の農林水産物の利用の促進)

第四十三条 国及び地方公共団体は、直売所等を利用した地域の農林水産物の利用を促進するため、情報通信技術を利用した農林水産物等の販売状況を管理するシステムの導入等による直売所の運営及び機能の高度化、直売所間の連携の確保及び強化、販売する地域の特性等に応じた多様な場所や形態で行う販売の方式の支援、既存の施設の活用等の促進、生産者等による農林水産物の加工品の開発の促進、直売所等に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、農林水産物の生産された地域内の学校給食その他の給食、食品関連事業(食品の製造若しくは加工又は食事の提供を行う事業をいう。以下この章において同じ。)等における地域の農林水産物の利用の推進に関する活動を促進するため、農林水産物の生産者と栄養教諭その他の教育関係者や食品関連事業を行う者(以下この章において「食品関連事業者」という。)その他の農林水産物を利用する事業者との連携の強化、地域の農林水産物及びこれを利用している事業者等に係る情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保)

第四十五条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用を促進するに当たっては、地域の消費者及び食品関連事業者等の多様な需要並びに地域の農林水産物の生産量の変動、流通に係る経費等の課題に対応した農林水産物の安定的な供給を確保するため、農山漁村及び都市のそれぞれの地域において、その特性を生かしつつ多様な品目を安定的に生産する体制を整備するとともに、地域における流通に係る事業者との連携等により適切かつ効率的な地域の農林水産物に係る流通を確保するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進等)

第四十六条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の取組を通じて、食育の推進及び生産者と消費者との交流が図られるよう、地域の農林水産物の生産、販売等の体験活動(学校等において行われる実習を含む。)の促進、学校給食等における児童及び生徒と農林水産物の生産者との交流の機会の提供、地域における伝統的な食文化を伝承する活動等に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第四十七条 国及び地方公共団体は、地域の特性を生かしつつ多様な品目を安定的に生産する体

製の整備に資する技術を有する生産者、直売所等における販売及び運営並びに地域の農林水産物を利用した加工食品の開発等についての知識経験を有する者、地域の農林水産物の利用に取り組む者相互の連携強化を図る活動を行う者等の地域の農林水産物の利用の推進に寄与する人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施、技術の普及指導、地域の農林水産物の利用に取り組む者の交流その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（国民の理解と関心の増進）

第四十八条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、地域の農林水産物の利用に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（調査研究の実施等）

第四十九条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用を促進するための施策の総合的かつ効果的な実施を図るため、地域の農林水産物の利用の取組に関連する環境への負荷の低減の度合いを適切に評価するための手法の導入等に関する調査研究、各地域における地域の農林水産物の利用の取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（多様な主体の連携等）

第五十条 国は、地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するため、関係府省相互間の連携の強化を図るとともに、国、地方公共団体、生産者、事業者、消費者等の多様な主体が相互に連携して地域の農林水産物の利用に取り組むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その地域において、地方公共団体、生産者、事業者、消費者等の多様な主体が相互に連携を図ることにより地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

知名町食育・地産地消推進計画（第3次）

令和2年3月

鹿児島県大島郡知名町農林課

〒891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名307番地

TEL：0997-93-3111（代表） FAX：0997-93-5176
